

北陸信越運輸局オープンカウンター方式見積競争試行実施要領

1. 定義

オープンカウンター方式見積競争（以下、「本方式の競争」という。）とは、北陸信越運輸局（以下、「当局」という。）が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提案を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

2. 対象

本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に実施する。

3. 参加資格

本方式の競争に参加できる者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 当局から指名停止の措置を受けている期間の者ではないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4. 案件の公告

（1）本方式の競争に付することになった案件は、次に掲げる事項を定めて公告する。

- ① 案件番号及び件名（仕様を含む）
- ② 履行場所及び履行期限
- ③ 見積書提出場所及び提出期限
- ④ 契約書等作成の要否
- ⑤ 問い合わせ先（案件の担当係）
- ⑥ その他指示事項

（2）公告は次の場所にて掲示する。

新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館5階

総務部前掲示板ないし部内カウンターで掲示し、案件によっては当局HPにも掲載する。

5. 見積書の作成

（1）見積書は任意の様式（ただし、別途様式の指示がある場合にはこの限りではない。）にて作成し、次に掲げる事項を全て記載すること。

- ① 案件番号及び件名
- ② 見積金額（次項詳細参照）

(2) 見積金額は、案件に関する一切の費用を含めた総価格（消費税及び地方消費税を含む）により提示し、内訳を見積書本紙に記載ないし別紙にて提出すること。

6. 見積書の提出

(1) 見積書は、公告で指定された提出場所に、提出期限までに持参又は郵送（提出期限日までの必着）により提出すること。

(2) 一度提出した見積書の差替、変更及び取消は原則として認めない。

(3) 見積書の提出に際し、納入等を行う物品を仕様書等で指定された規格と異なる内容で提出する場合は、同等以上の物品で、かつ事前に担当者の了解を受けること。ただし、別途仕様書等で指定する場合には、異なる規格の物品の提案は認めないこととする。

7. 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は原則として無効とする。

- ① 3. の参加資格を有しない者が提出した見積書。
- ② 記名・押印を欠く見積書。ただし、押印がない見積書は、押印省略の意思を確認し、責任者及び担当者の氏名・連絡先を確認した場合はこの限りではない。
- ③ 金額を訂正した見積書。
- ④ 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書。
- ⑤ 明らかに連合によると認められる見積書。
- ⑥ 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書。
- ⑦ 前各号に掲げるほか、本実施要領を遵守しない者が提出した見積書。

8. 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で見積もりを行った者を契約の相手方として決定する。ただし、最低価格の見積もりを行った者が複数いる場合は、別途指示するくじ引きにより契約相手方を決定する。

(2) 本方式の競争の結果は、契約相手方に対して決定の通知をすることを除き公開しない。

(3) 本方式の競争に付した結果、予定価格の範囲内の価格を見積もった者がいない又は見積書を提出した者がいない等の理由により、契約相手方が決定しない場合は本方式の競争は不成立として、当局において別途選定した者に見積もりを依頼し見積競争を行うことがある。

9. その他

(1) 本実施要領に基づき見積書を提出した者は、本実施要領、仕様書、契約書ないし請書の作成案及び契約相手方の決定方法について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 当局の都合により本方式の競争を取り止めることがある。

(3) 契約の相手方を決定するために、参加者に追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。